

大内氏における妙見信仰の断片

金 谷 匡 人

はじめに

- 一 大内政弘の壁書をめぐって
- 二 「亀童丸」
- 三 大内氏と陰陽師

はじめに

本稿では、主として大内氏の妙見信仰についての若干の考察を行う。「妙見」は即ち北極星の仏教的解釈による用語^①だが、北極星はそのシンボリックな存在ゆえに、個々の宗教や哲学を超越し、人々の素朴かつ普遍的な関心を受けてきた。歴史上、あるいはこれを「帝王学」^②に援用し、あるいはこれを「不老長生」^③の方術に用いんとした心意は、「円環的宇宙の中心」にあるという北極の明快な存在に負うところが大であろう。本稿は、そのような北辰のシンボリズムに深く言及する性質のものではないが、中世において覇をとなえた西国の大大名、大内氏が「妙見」に求めたものの一面を切り取ってみたいというのがその主旨である。ここでは、大内氏の妙見信仰に直接かわると思われる若干の事例をあげ、そこから考察を組み立てていくという方法をとった。

記述は、まず「一 大内政弘の壁書をめぐって」で政弘時代の「大内氏の系譜の統一作業を概観し、続いて「二 亀童丸」で政弘から義興・義隆と続く「亀童丸」の聖性について考察した。「三 大内氏と陰陽師」は本稿の主旨に直接沿うものでないので倒叙的な方法をとったが、政弘を三代さかのぼった大内盛見の時代の先祖祭祀についての考察であり、大内氏の氏神祭祀や妙見信仰にはたした陰陽師の役割を推察した。

なお、この小論は、同時に筆を起こした、「山口県から見た北辰信仰の諸相」(『地域文化研究』7 梅光女学院大学地域文化研究所研究紀要。以下単に「別稿」とする)の姉妹編ともいべきものである。ここでは、本稿で扱えなかった、北辰に対する文化人類学的なアプローチを行った。あわせて参照されたい。

一 大内政弘の壁書をめぐって

長享元年(一四八七)、大内政弘は次のような禁制を發した。

一 鷹餌龜龜禁制事

為鷹餌不可用龜龜并蛇也、既為氷上山仕者、儼然之處、不存其惶之族、忽神罰不可遁也、於自今以後者、堅固所加制止也、鳥屋飼以下之時、以禽獸計可飼、不飼得者、鷹不可所持也、若猶背此禁制、有求龜龜之族者、至侍者、可被取公恩給地、無所帶者、則可被追放也、至凡下之輩者、隨見出聞出、即時於其場、或留置其身、或隨事之軀可誅戮之由、所被仰出也、仍壁書如件、

長享元年九月・日

これによると、鷹狩り用の鷹を飼育する餌としてスッポン、亀、蛇を用いることのタブーが存在し、その理由を、鼈・龜・蛇が氷上山の《仕者》たることに求めている。そして、そのタブーを恐れない者に対しては神罰が下るであろうとし、改めてこれを堅く禁じているわけである。このタブーは「侍」から「凡下之輩」にまでおよび、違反者に対する刑罰もことのほか重く、給地の没収、追放、拘留あるいは誅戮といった厳しい態度で臨んでいることがわかる。

彼がなぜこれほどまでに「鼈龜之族」の「保護」をなすのか、また、なぜ氷上山において鼈や亀蛇を仕者となしていたのか、その理由については、この禁制に早く注目した滝川政次郎のつぎのような発言が参考になる。

北辰の信仰は、四神の信仰に連なる。四神の玄武は、即ち北辰であって、北辰を玄武上帝とも称することは、前に述べた。(中略)玄武の像は、蛇が亀にまきついて攻撃し、亀がこれを防御している図である。(中略)故に北辰を神として崇拜する道教においては、玄武像にあらわれた蛇、亀を神の使者として崇敬し、これを殺さないことをもって、北辰に対する忠誠を表すものとした。(中略)亀龜の類を補殺してはならないという道教の禁忌は、我が国にも承け継がれた。周防の大内氏は、その祖先である琳聖太子が来朝するとき、北辰が天降って太子を守護したという伝承によって、北辰を氏神として祀った。(中略)かように北辰を信ずること篤かった大内氏は、ついに領内の人民に令して、鷹の餌にするために、亀、鼈、蛇を捕ることを禁じ、犯すものを重罪に処した。

長い引用になったが、先の禁制の背景にある精神世界を簡潔に説明している。ここでは、道教の亀蛇の禁忌は、我が国においては主として陰陽道の中に承け継がれたということを付記するにとどめる。

さて、大内政弘が父・教弘の跡を継いで当主の座に着いたのは、応仁文明の乱を数年後に控えた寛正六年(一四六五)であった。しかし、その支配の実情は、応仁の乱が勃発して政弘が西軍に投じて上京すると(一四六七)、北九州は大友、小武氏の進軍を受け、さらに叔父教幸が東軍に応じて赤間関に挙兵する(一四六九)といったありさまであり、他の守護大名同様、決して安定したものではなかった。

この戦乱のさなかにあつて、政弘は文明九年(一四七七)二月十二日、水上妙見社の分霊を陣中に勧請したが、そのときの告文が残されている。その「大内陣の良方に妙見を勧請する告文」(聖護院道興准后の筆になる。原文は漢文)によると、政弘は、

(前略)神は人の崇敬に依りて威光を増し、人は神の冥助に依りて榮運を保つ。此の靈神妙見菩薩は、推古天皇一九年辛未、周防下松に照降る。百済国聖明王第三王子琳聖太子の来朝を守護せんがため下降ると云々。曩祖琳聖嫡子正恒、多々良姓を賜ふ。よつて氏神大菩薩を周防国大内県水上山に勧請し奉る。寺をば興隆寺と号す。垂跡年旧て靈驗日に新たなり。

として、大内氏が百済の出自であること、妙見を信仰する由来などについて述べたのち、自分がこの妙見を陣中に勧請するに至った事情、勧請する意図などについて記している。そこに見える政弘の姿は、不思議なくらい武将としての姿が希薄である。

ここに乱世に依りて、政弘不慮の在京年序を経るの間、静謐の謀は造次にも休まず、祈請の志は願沛にも懈り無し。しかるに文明八年の冬天より以来、兩三度に及びて、夢の告げ有るに依りて、いよいよ懇請を抽んでて、恭くも冥鑑を仰ぎき。四壁内新たに宝殿を造進す。殊に今日祭礼の日を点じて、礼奠を捧げて飴り、水上山前

別当法印権大僧都祐増を詔戸師と為して、告げ申さしむ。此の状を平らげく安らげく聞こしめして、神殿に鎮座し、自今以後、天下静謐し世上和樂して、公武つつがなく国家康寧に、心中一一求願ふ。(後略)

政弘が「不慮の在京」の間に時を惜しんで行ったことは「静謐の謀」であり、「祈請の志」も怠りはなかった。そして政弘がこの妙見に求めたものは、「天下静謐・世上和樂」であり、公と武がつつがなく暮らす「国家康寧」なのであった。

ここに我々は、一大名、一武将として戦勝を祈る大内政弘というよりは、むしろ「国家秩序の司祭者」たらんとする大内政弘の姿を見ることはできないだろうか。それは、うち続く戦乱の中にあつて、多くの公家や文化人の保護者としてあつた彼の姿、あるいは將軍義政から東西兩軍の和平を委嘱された彼の姿とも重ねることが可能であろう。

そして、政弘の願つた静謐・和樂・安寧な「秩序」を保証してくれるであろうものとして、ほかならぬシンボライズされた意味での「北辰||妙見」が勧請されたのではなかったか。

九か月後の十一月、政弘の願いは一応妙見に通じた。十一年にわたつた戦乱が一応終結し、山口に帰つた政弘は、山口保寿寺の住、惟參周省に委嘱して大内氏の系譜の作成に当らせるとともに、氏寺たる興隆寺の勅願寺化をはかっているが、これらは、同じく政弘が、先祖の命日に家臣たちを各菩提寺に参詣せしめる法令をこの時期に発していることと合わせて、一連の心意にもとづく施策と見ることができよう。そして文明十八年(一四八六)、興隆寺は勅願となり、また完成した大内氏の系譜はそれに先だつて後土御門天皇の勅覽に供せしめられた。

さて、完成した大内氏の系譜は『大内多々良氏譜牒』あるいは『氷上山興隆寺縁起』とよばれ、

- ① 推古天皇の十七年、都濃郡鷺頭庄に北辰が降臨して琳聖太子の来朝を予告した。(下松妙見社の起源)
- ② はたして三年後に百済から琳聖太子が来朝し、聖徳太子に拜謁した。(琳聖太子の来朝)
- ③ 多々良浜に上陸した琳聖太子は大内県を采邑として多々良姓を賜った。(大内氏の祖となる)
- ④ 下松の妙見社はその後転々としたが、五代大内茂村が氷上山に遷した。(氷上妙見社の起源)

大内氏がどの時点で妙見信仰を身にまとったかはわからないが、下松市の鷺頭妙見社を奉斎していた鷺頭氏が大内氏の有力な一族であり、この鷺頭氏が宗家大内氏との抗争に屈服したことと、氷上山妙見社がその前史として下松の妙見社を持つという伝承は無縁ではなからう。また同じく大内氏の一族であった問田氏の本拠地、山口市問田にも金花山に妙見社があり、「此妙見者氷上山妙見御一赫之由申伝候」というところから見ると、問田氏が氷上山における祭祀を一手に掌管するようになった背景にはこの妙見社があったことも想定されてよいだろう。

いずれにしても想像の域を出ない以上、これ以上の深追いは避けるが、ただ言えることは、政弘のこの系譜の統一という作業は、大内氏のアイデンティティーを政弘以後においてもこの系譜に収束させてゆく役割を果たしたという点で重要である。この系譜は、今や大内氏にとって韜帯であり、強力な「力」となる。それは外に向けての「貴種」の表明であり、「正当性」の主張でもあった。この系譜をもとにして、数多くの神社は大内氏とのかかわりを説く由緒を作成し、またそれをもとに大内氏との関係の緊密化をはかった。それは、伝説の真偽を飛び越えた現実的な有効性を持つものであったらう。

この系譜の「編集」に注入された大内政弘の心意は、先に見た妙見社勧請の告文に見られるその延長上にあったと見てよいであろうが、系譜は整備され、興隆寺は勅願となってその威容は名実ともに整った。さらに、この政弘の時代の政治的状况について、米原正義氏は、その著書『大内義弘』のなかでこう述べている。

政弘時代には、評定衆・政所などがあり、政所のもとに申次衆・普請奉行などがあり、相伴衆など、室町幕府の職制をそのままとりいれ、守護大内氏は小幕府の組織をつくっている。金銀の秤量をみても京都のそれと同じで、大内氏壁書は、分国法というより、むしろ、小幕府法といえるものである。これは大内氏が武家故実を移植したことに通ずるものである。

いまや大内政弘は、政治的にも宗教的にも、彼を取り巻く「円環的宇宙」の「中心」に座そうとしているかの如く見える。次節で考察するのは、その「聖性」についてである。

二 「亀童丸」

前節でふれた大内政弘は、幼名を「亀童丸」という。この亀童丸という幼名は、子の義興、孫の義隆と三代にわたって受け継がれたが、この事実について福尾猛市郎氏はつぎのように述べている。

通称の世襲と異なって小名が代々同じなのは比較的珍しい例で、嫡子の地位を幼少時から明確にし、相続争いをめぐる家臣団の分裂を予防する手段と見ることができよう。

氏が幼名の世襲という事実の政治的な意図に着目したのに対し、氷上山興隆寺においてももっとも重視された「二月会」を分析した平瀬直樹氏は、大内宗家のなかでも亀童丸だけが「若子」として上宮に参拝できるという象徴的な事

実その他にふれて、

中世の興隆寺においては、その聖域の中心は上宮であり、もつとも重視された年中行事である二月会の中心は大内氏当主父子が、上宮とその周辺で行う、氏神祭祀の秘儀であった。大内氏にとって、「氏神」とは、政治的な願望を祈願するための神であり、二月会とは、政治的な意味を持つ一連の儀式から構成された、領国支配の安全を祈願するための行事であった。衆徒は、大内氏の監督を受け、聖域の禁忌の根源である上宮を守り、そこを中心として行われる年中行事を維持することによって、大内氏に奉仕していたことができる。

と述べ、福尾氏よりもさらに具体的にその政治的意図について結論づけている。

平瀬氏の論に即していえば、ここで注意しておかなければならないのは、二月会と若子参詣との関係であろう。

「二月会」は氷上山興隆寺において毎年行われた年中行事であるが、すくなくとも大内氏が直系をもって嫡子となす意志をもっているかぎり、「若子参詣」は固定的な年中行事とはなりえない。次の若子が参詣をなす時期がくるまで、前の若子が「若子」であり続けることはありえないからである。このことは、すくなくともこの「若子」亀童丸を中心とする一連の行事、ことに上宮参詣に関しては、固定的・永続的な政治的意図の中に位置づけてとらえることには慎重となる態度を要請しているのではなからうか。

あるいは亀童丸の上宮参詣は、一生に一度の、「正当な後継者であることを内外に知らしめるための聖なる儀式」ではなかったか。

北辰信仰は、古代において日本に流入した時点で、すでに方角・時間の根源としての「帝王学」であり「宇宙論」であり、不老長生の「呪法」であった。「天皇」という名称そのものが天皇帝すなわち北辰の道教的異名であるこ

とはよく知られているし、都城制や宮城も北辰を中心とする宇宙論に基づいているという指摘、伊勢神宮における祭祀において北辰(太一)が象徴的な意味を持つことも、様々な方面からの追究を受けつつある。

はたして、自らの祖・「琳聖太子の来朝に先だつて北辰を降臨」させた大内氏、とりわけその伝承が形成された時点以後の大内氏にとつて、それらの認識からどの程度自由であることによつて「政治的」であることが可能であったであろうか。現在用いられる「政治的」という言葉の持つ「純粋性」は、おそらくそのまま中世に置き換えることはできない。したがつてその評価においてはさらに多角的なアプローチを必要とすると思う。

いまでもなく大内氏は天皇ではなく武将である。それは詰まるところ事実の差異ではなく、評価の相違なのであるが、この稿では、あえて「政治的」という言葉を用いず、「大内氏が妙見信仰に求めたもの」という認識で論を進めてゆきたい。それは、「政治」あるいは「宗教」の一方を強調することによつて捨象されるもう一方の面を恐れるからではなく、双方を切り離すことができないというその一点にこそ、「大内氏の妙見信仰」の本質を見ようとする態度に他ならない。

さて、「亀童丸」という幼名は、先述したように政弘にはじまり義興、義隆に続く。政弘の幼名をつけたのが父・教弘だとすると、「亀童丸に託されたものの系譜」は教弘にまでさかのぼることができようが、ここではその「亀童丸」というネーミングに注目する。

「亀童丸」という幼名は、結論から言えば、一般的に「亀に乗った童形の姿」で知られる「妙見菩薩」そのものを意味するのであつて、『関八州古戦録』はその姿を

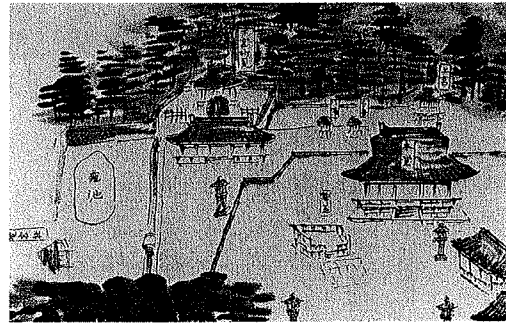
尊像或ハ童形或ハ甲冑を帯シ、河伯帶ヲ佩ビ、弓手ニ宝珠ヲ捧ゲ、馬手ニ雄剣ヲ提ゲ、白蛇ヲ腰ニ纏ヒ、靈亀ヲ踏マヘ、七星ヲ以テ圓光トシ、或ハ七曜ヲ握レリ



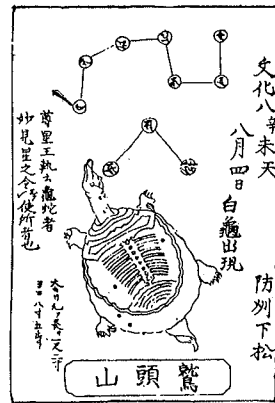
(A)



(B)



(C)



(D)

- (A) 「広文庫」に引用された妙見菩薩（仏像図彙）
- (B) 山口県都濃郡鹿野町奥大町の妙見社御神体
- (C) 「氷上山興隆寺之図」にみえる「亀池」（部分、山口県文書館蔵、軸物136）
- (D) 下松市妙見社の白亀出現の記録（山口県文書館蔵、多賀社文庫434「降松妙見社縁起写」所収）

と記している。冒頭で考察した「玄武」の姿と合わせ見るとき、この「亀に乗った童形の菩薩」が北辰の擬人化であることは論を待たぬであろう。「亀童丸」は北辰そのものの化現なのである。

大内氏が、「亀童丸」と名づけることによって自らの子を北辰の化身たる妙身菩薩に擬したことに、私は極めて大きな意味を汲む。以下の考察は、抽象的かつ思弁的であるとの批判を避け得ないであろうが、ある程度以下のような方向からのアプローチを試みることは、歴史的存在としての大内氏の「意識」に接近するために有効な手段であると考え、あえて暴走する。

まず第一に、妙見＝北辰のシンボリズムを持ちだすまでもなく、「亀童丸」は「亀童丸＝北辰」であることよって「聖なるがゆえに安全」であるし、また「正当（正統）」であり「唯一」である。大内氏をめぐる政治的、精神的宇宙の「中心」であり、あるいはそれは「永遠」の意味をも加味されていたかもしれない。先に引用した福尾氏の論は、ここにおいて再び納得されるであろう。

そして第二に、誤解を恐れずに乱暴な言い方をすれば、そこに窺える大内氏の意識は、すでに「大内氏の帝王学」である。「亀童丸」およびその父は、その重要な儀式である上宮参詣や興隆寺の二月会において、上からの支配という形ではなく、少なくとも形式的には奉戴という名の恭順をもとめたのであって、次年の二月会における頭役以下の諸役を、「鬮」という一種の「神意」を借りて割り当てるといった行為に、それは端的にあらわれている。それらは亀童丸（A）、大内氏（B）、家臣（C）との関係で言えば、「（A）という聖性をふくみこんだ（B）による（C）への実質的支配」と、「（B）と（C）の両者による（A）への奉戴」という、両義的な意味を持つ一連の儀式なのであった。これらの儀式によって見るかぎり、大内氏は「まったりごと」の世界の権威者なのである。

前節で引用したように、米原正義氏は、大内政弘の時代をして「小幕府」、大内壁書をして「小幕府法」と評価した。これにさらに大内氏の文化的側面、および本稿で考察した大内氏の「まつりごと」的側面を加味するならば、大内氏を理解する新しい地平が開けるのではないか。すなわち、それらを一つ一つ分析するという手法によってむしろ背後に押しやられる「大内氏の宇宙」は、妙見信仰を軸とする「完結する宇宙」(少なくとも大内氏の意識の上においては)なのである。

そして、その大内氏の「完結する宇宙」を形成してゆく基盤となったものは、他でもなく「大陸との貿易」ではなかったか。それは必然的に大内氏の視野を大きく広げ、地理的条件を生かした経済的な発展を可能にした。それはまた大内氏への国内での求心力(政治的、経済的な)を増大させたが、相手国にとっても、そのことは好都合なことであった。そのためにも大内氏は自ら渡来系の出自を整備し、百済の聖明王の子孫であるという聖性を身にまとうて妙見信仰という帝王学を中心に座した。妙見信仰を軸とする大内氏の宇宙は、大陸との関係においても、有効に機能することを期待された宇宙なのであった。

三 大内氏と陰陽師

大内氏の周囲に、「カクシャウ」と呼ばれる陰陽師の姿が見え隠れすることは、すでに藩政時代、数代にわたって大内氏関係の資料を収集した多賀社大宮司高橋氏の関心を受け、当館にもそのメモがいくつか残っている。「カクシャウ」は寛定、角常、楽匠などと記され、藩政時代にはもっぱら現在の山口市問田を本拠として万歳を業としていたが、

その由来を述べたいいくつかのメモを抄出してみよう。

(A) 問田万歳業由来

先祖朝日将監浦山兵部、琳聖太子の御供高倉荒神を本尊として御船御祈禱の為に参り、多々良浜へ御着船なされ、其後知行御銀をも望まずして、何国を徘徊仕候事も自由、又舟渡しをも自由つかまつりたく所望して、鳥烏帽子ハツ菱の御紋直垂拝領、御祝儀御祈禱二十七日代相勤め、御当家になりては浦山兵部召し出され、桐のとうの紋直垂御免大内二十七日御当家七代

享保五庚子 浦山兵部

(B)

往昔琳聖太子百済国より御来朝の節、朝日将監浦山寛定と申す兩人、陰陽師の役にて御供仕る者の子孫の由、今以て祈禱・占など仕り、正月にて万歳業と申候て廻在仕り候。頭分の者正月十一日にて御城罷出、御祝事申し上げ、御祝御酒頂戴仕り候。さ候て大内様御代にてハツ菱の御紋鳥烏帽子拝領にて、着仕り、年始の御祝事に罷出、お勤め申し候。御当家に成りなされ候ても、浦山兵部と申すもの召出され、大内御代の通り年始の御祝事申上げ候様にと仰渡され、鳥烏帽子益越中様より拝領にて正月十一日今以て御城に於て御祝事申上げ候これらによると、かれらは祈禱、占い、年頭の祝詞、万歳などを業とし、自らを大内氏の祖である琳聖太子とともに百済から渡来した朝日将監、浦山寛定(兵部)の子孫であると述べている。これらは、形としては、他のいくつかの職能氏が有していた伝承と同じく、貴種との因縁によって自らの遍歴の正当性を確保し、アイデンティティを保持するための伝承として片付けることが可能であろうが、(B)の史料はこの部分に続いて自らの祖、朝日将監について述べている。

右兩人の内、朝日将監^④と申す者、三田尻の内車塚と申す所に占・祈禱者にて居住仕り候所に、菅丞相筑紫へ御流罪の節、三田尻にて陸へ御上り成され、宮市まで御歩行成され候節、朝日将監御先船の警固仕り候由、申え候。

時代的には全く荒唐無稽であるが、ここで注目すべきは、朝日将監が「車塚」に居住していたとの所伝である。車塚は旧三田尻村^⑤の東北部に位置する前方後円墳で、前方部と後円部にそれぞれ横穴式石室を持つ特殊な形態の古墳であり、六世紀以後のものと言われている。

大内盛見は、十五世紀前半、この車塚の周辺に大工事を加えて威容を整えている。その様子を見よう^⑥。

* 応永二十一年(一四一四)十一月、車塚の周囲を掘鑿する工事を始め、佐波郡の人夫を徴発してこの工事にあつた。

* 堀の掘鑿は岡田二町につき五尺あての割りあてであつた。「国方」の岡田面積は、この役を免除された阿弥陀寺領その他を除いて二百三十四丁七反大であつたから、ノルマは百七尋であつたが、まだ九尋が未完成であり、植えるはずだつた松がまだ植えられず、「京都聞不可然候」から急速に催促せよとの指示を杉重綱、白松基定、問田道珠の連名で土肥三郎左衛門入道、矢野肥前入道に出している。(応永二十五年正月二十二日)

* 同様の指示は応永二十七年にも出されており、未だ完成していないことが知れる。この堀は応永二十三年には「苜中車塚堀」と記され、同じく二十五年の史料には「多々良宮堀」、二十七年には「多々良御社堀」と記されている。

これで見ると、国方だけで百七尋というから、かなりの大工事であつて、この工事の間に「多々良宮(多々良御社)」が整えられたと考えられる。そしてそれは、大内盛見がこの車塚を自らの一族の先祖の墓とみなして先祖祭祀のためにその体裁を整えたものであるといつてよからう。藩政時代にはいと、この宮(社)は「車塚妙見社」と呼ばれる。

そしてこの大内氏の先祖祭祀の場に、「大内氏の祖・琳聖太子」とともに来朝した「陰陽師の祖・朝日将監」が伝承の足跡を残している。

以上のことは、次のような推測を生むであろう。すなわち、

問田村に居住していた陰陽師たちが、その祖を琳聖太子同道の朝日将監、浦山兵部に求めている以上、この陰陽師たちの「作られた系譜」は、琳聖太子が「創作」された時点以前にはさかのぼり得ない。このことは、先にみた車塚居住の伝承と合わせて、この陰陽師たちが逆に琳聖太子を「創作」し、大内氏の先祖祭祀に一役かつたことを暗示しているのではないか。

琳聖太子が創作された時期が大内盛見の時代以前にさかのぼることが難しいことは、史料の上からもほぼ裏付けることができるが、大内氏が妙見菩薩を「氏神」と記した史料の初出も、実は「琳聖太子」の初出と同一の盛見時代の史料なのであつて、これらの齊一な符合は、大内盛見による活発な「ルーツ確定作業」を物語っていると考えてよからう。

先の推測の当否はともかく、冒頭で取り上げた大内政弘の壁書における「亀蛇の禁忌」も、もとをただせば陰陽道における禁忌なのであつて、北辰玄武を聖とする道教の日本版なのである。従つて、大内氏が、妙見信仰という信仰の範囲内においても陰陽師と深くかかわっていたことはまちがひなく、その大内氏との深い関係の中において、陰陽

師たちが大内氏の先祖を創作し、氏神の祭祀を整える作業に関わったのではないかと考えるのである。

以上の雑駁な考察を単純化して繰り返せば、次のようになろう。

- ① 大内氏の祖・琳聖太子は、大内盛見のころに創作された。
- ② 従来信仰していた妙見を氏神とみなすことも、盛見の時までには始まっている。
- ③ 政弘の時、①と②を整合的に編集した系譜が作られた。
- ④ 同じく政弘のときから、大内宗家の嫡子は亀童丸と名付けられ、妙見菩薩に擬された。

大内氏が従来持っていた妙見信仰は、大内盛見の時代から、さまざまなファクターを加えられながら整えられ、政弘の時代に一応の完成をみた。それは、当然のことながら、応永の乱後の危機をのりきった大内盛見、応仁文明の乱を通じて中央における重要度を増していった大内政弘の姿と切り離すことはできぬし、又大陸との貿易とも深く関わるであろう。

大内氏の妙見信仰は政治でもあり経済でもあり文化でもあった。各方面からの分析の進展が、やがて総体としての大内氏を理解する方法論を形成してゆくであろうが、私は、こと大内氏の妙見信仰に関しては、これまでのような「一大名」という理解を前提とした方法論ではとらえることのできない一面を持っているという感を強くしている。この小論での考察はわずかなものに過ぎないが、そのことのひとつの例示としたい。

註① 中国古代思想において、宇宙の根源を「太極」と呼んだ

が、その神靈化が「太一（太乙）」であり、しばしば北極星と同一視された。

妙見菩薩はわが国の密教において北極星の化身とされ、中世には日蓮宗もこの妙見信仰を盛んにひろめた。

- ② あるいはこれを「北辰」と呼ぶ。「北辰」は時として「北斗」＝北斗七星とも混同される。
- ③ 北辰の神靈化したものが「天皇大帝」であり、大和政権の首長がこの名称を採用したのは推古朝においてとされている。
- ④ 北辰・北斗が人間の生命を司るという思想は密教・陰陽道に共通し、中国伝来の道教思想の影響が濃い。

- ⑤ 大内氏の信仰に関してはつぎのような先行論文がある。
広永達夫『大内氏の神社崇敬』（山口県協和会 協和論叢 第一集、一九四二）

河合正治「中世武士団の氏神氏寺」（『地域社会と宗教の 史的研究』、柳原書店、一九六三）

太田順三「大内氏の氷上山二月会神事と徳政」（渡部澄夫

先生古希記念事業会『九州中世社会の研究』、一九六三）

大内氏における妙見信仰の断片（金谷）

平瀬直樹「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」（山口県文 書館『山口県文書館研究紀要』第一七号、一九

九〇）

- ⑥ 「大内氏掟書」（『中世法制史料集』第三卷・武家家法 I、岩波書店、一九六五）によった。なお、山口県文書館に所蔵されている六種類の伝本については、平瀬直樹「大内氏掟書（大内壁書）」の伝本六種」（『山口県文書館 研究紀要』第一八号、一九九二）において整理され、対照表が作成されている。
- ⑦ 中世大名と鷹については、たとえば田中健夫「朝鮮の鷹」（『対外関係と文化交流』、思文閣出版、一九八二）がある。

- ⑧ スッポンと亀を区別していることには意味があると考えられる。あるいはその長い首から、「亀蛇」のダブルイメージがあつて特記されたのかもしれないが、鳥類が餌としてスッポンを特に好んだのも事実であり、鵜飼においてはもっぱらスッポンが餌として用いられている。

- ⑨ 滝川政次郎「律と鼈」（『律令諸制及び令外官の研究』 法制史論集第四冊、角川書店、一九六七）

- ⑩ 滝川政次郎、註⑨論文。

- ⑪ 『山口県の歴史』(山口県広報連絡協議会、一九九二) 二三五頁。
- ⑫ これに先だって、大内義弘も明徳三年(一三九二)に、泉州に妙見社を勧請している(興隆寺文書二〇)。なお、以下、興隆寺文書は『防長史学付録』(マツノ書店、一九八三復刻)の番号による。原本は当文書館に収蔵されている。
- ⑬ 「統左丞抄」(『新訂増補国史大系 第二七巻』、吉川弘文館、一九三八)
- ⑭ 彼は大内政弘と親交の深い文化人であったという(米原正義『大内義隆』、人物往来社、一九六七、六三頁)。
- ⑮ 一般には、わが国における北辰信仰は、個人の延命、息災を祈るものであるかのように理解されているが、平瀬氏も前掲註⑤論文で指摘しているように、大内氏においてはその理解は適当でない一面をもっている。平瀬氏は、「これらは、守護として農耕から軍事にわたる領国支配の安定を願う祈りであったということができるとしている。
- ⑯ 連歌師宗祇、画僧雪舟などはよく知られている。
- ⑰ 文明八年(一四七八)九月一日。『大日本史料 第八編之九』による。)

- ⑱ 従来、武家の妙見信仰については、北斗七星のうちの一星が「破軍星」と呼ばれることをその理由とする理解が多かったが、大内氏で見ると、そのように判断できる材料は希薄である。
- ⑲ この人物については、御園生翁甫「保寿寺惟参周省について」(『防長史学』第三巻第一号、マツノ書店、一九八三復刻)なる研究がある。
- ⑳ 御湯殿上日記、文明一八年(一四八六)八月一日。
- ㉑ 「大内氏掟書」文明一八年九月四日条。
- ㉒ このあたりの事情は、「水上山興隆寺縁起」(興隆寺文書二〇三)の奥書によって知ることができる。
- ㉓ 「大内氏系図」(『統群書類従 一八七』)
- ㉔ 興隆寺文書二〇三。
- ㉕ 『近世防長諸家系図綜覧』(マツノ書店、一九八〇)付録の「新撰大内氏系図」(御園生翁甫作成)によれば、茂村は第一代。
- ㉖ 後註⑳、「吉敷郡問田村之由来書」。なお、琳聖太子に関する伝承については、二宮啓任「防長の琳聖太子伝説」(「南都仏教」二七)がある。これに落ちている若干のデータについては、「別稿」であわせ記した。

- ⑳ 米原正義、註⑭書、八一頁。
- ㉑ 福尾猛市郎『大内義隆』(吉川弘文館 人物叢書、一九五九)、五〇頁。
- ㉒ 平瀬直樹、註⑤論文。
- ㉓ 滝川政次郎「都城制とその思想」(註⑨書所収)など。なお、萩藩も萩城下を建設するにあたって「北極を考へ」たことが、「萩古史未定之覚」(『長州叢所』九、村田峯次郎編、一八九二)に見える。この書は、享保年間の視学鳥田智庵の筆になる。
- ㉔ 吉野裕子『陰陽五行思想からみた日本の祭』(弘文堂、一九七八)など。なお、「別稿」でも少々言及した。
- ㉕ 『史籍集覧』本によった。
- ㉖ 妙見菩薩像は、このほかに『寛禪抄』(大日本仏教全書 第四五〇第五一冊、仏書刊行会、一九二二〜一九二二)が載せるものがあるが、一般にはここに記されたような姿が流布していた。山口県下においても、その片鱗はいくつか窺うことができる。たとえば、都濃郡鹿野町奥大町の妙見社の御神体は、亀に乗った童形の菩薩である。
- ㉗ 平瀬氏は註⑤論文中の註⑥において、黒田日出男氏の著『子供の登場 中世社会の子供像』を引いて、「あるいは大内氏における妙見信仰の断片(金谷)

- 二月会においては、若子自身が一つ物として、氏神Ⅱ妙見の憑代となっていたのかもしれない」と考察しておられるが、「亀童丸」のネーミングはその証左となろう。
- ㉘ 中世大名の用いた「鬨」については、福島金吾「戦国大名島津氏と老中」(「九州史学 第六八号」、九州史学研究会、一九七九)がある。福島氏はその中で、「鬨は呪術的にして合理的なものを当時の人々には感じさせている」と述べ、鬨と修験者との関係に注目している。島津氏の用いた鬨は政治的、軍事的な行動に際して行われ、大内氏の用いた、祭祀負担に関する鬨とは簡単に同一視することはできない。
- ㉙ 大内氏は、明との貿易の過程においても、足利義満以来用いられてきた「日本国王臣源」の印を手にいれている。
- ㉚ 「吉敷郡問田村之由来書」(山口県文書館所蔵、多賀社文庫五五)
- 「山口問田萬歳楽之事 付り 伊佐ノ陰陽之事」(山口県文書館所蔵、多賀社文庫五六)
- 「角常 世二云万歳楽」(山口県文書館所蔵、多賀社文庫五七)
- ㉛ 前註、多賀社文庫五六

③ 「高倉荒神」に関する伝承は、『防長風土注進案 九 三田尻宰判上』(山口県文書館 一九六四。のちマツノ書店により復刻)、西佐波令の高倉山福宝寺の項に詳しい。琳聖太子は百濟より三体の高倉荒神を持ち来ったと伝えらる。

④ 註②、多賀社文庫五五

① 大同小異の由緒は、近藤清石『霜堤雜草』巻一(山口県文書館所蔵、御園生翁甫文庫二八四)にも載せるが、重複を避ける。なお、御園生翁甫「防長史料」三六(山口県文書館所蔵、御園生翁甫文庫二五七)にも御園生翁甫による若干のメモがあり、覚定の鳥烏帽子のスケッチ、祝詞の一段などを含む。

② たとえば、木地師(轆轤師)たちの有していた番任親王伝承、広島県能地の漁民たちの有していた「浮鯛系図」、全国の鉾山を渡り歩く鉾夫たちの持つ「山例五三ヶ条」など、数多くのものが知られている。

③ 「朝日将監」という人物は、全国の伝承の中に数多く見え、民俗学の方面からは様々な追求を受けている。その多くは長者伝説、埋蔵金伝説とともに語られ、古墳とも深く係わりと見られるが、ここでは立ち入らない。

④ 現防府市。

⑤ これらの史料は、『防長風土注進案 一〇 三田尻宰判下』、牟礼阿弥陀寺古文書七八、七九、八〇に載る。四七五～四七六頁。

⑥ 『防長寺社由来 第三卷』(山口県文書館 一九八三)、四九頁および『防長風土注進案 九 三田尻宰判上』、三七頁。

⑦ 「水上興隆寺本堂供養日記」(興隆寺文書三二)

本稿をなすにあたって、当文書館の平瀬直樹氏、熊毛南高校の和田秀作氏にたいへんな御教示を受けた。記して感謝申し上げる。
(一九九二・二月)